

平成 20 年 7 月 3 日

各 位

西日本シティ銀行

中期経営計画「New Stage 2008」

環境問題取組への支援による地域との共栄

排出権特定金外信託の信託契約代理店業務の開始および成約について

西日本シティ銀行（頭取 久保田 勇夫）は、住友信託銀行（取締役社長 常陰 均）と提携し、信託契約代理店として排出権特定金外信託を平成 20 年 5 月 12 日より取扱開始しております。

今般、九州地銀で第 1 号の成約（媒介）をいたしましたのでお知らせします。

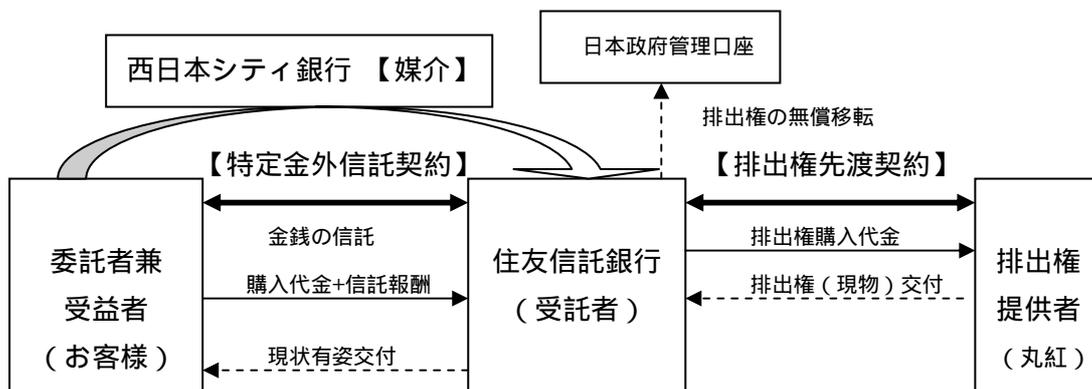
地球温暖化、CO₂ 削減、省エネなどが大きな社会的関心となる中、環境に配慮した経営・行動が市場や社会から高い評価を得ており、これまで以上に環境保全への企業の取り組みに注目が集まっています。

本業務は、地域企業の環境意識の高まりを受け、中期経営計画「New Stage 2008」に掲げる「環境問題に取り組む企業への支援」の具体策として、お取引先の温室効果ガスの排出権購入ニーズにお応えすることを目的としています。

記

1. 「排出権特定金外信託」概要、スキーム図

本商品は、地球温暖化ガス削減の補完的措置として排出権を取得することを目的とした金銭の信託です。当行は排出権購入ニーズのあるお客様をお取次いたします。



お客様（委託者兼受益者）は住友信託銀行と特定金外信託契約を締結して金銭を住友信託銀行に信託します。

住友信託銀行は特定金銭信託契約に基づき、排出権提供者と排出権先渡契約を締結してお客様の希望トン数の排出権を排出権提供者から購入して排出権の交付を受けます。

信託財産たる排出権については、次のいずれかの方法をお客様（委託者兼受益者）が選び、その指図にもとづいて住友信託銀行（受託者）が処分します。

信託期間中：政府口座へ排出権を無償移転又は受託者の管理口座に留保

信託終了時：政府口座へ排出権を無償移転又はお客様（委託者兼受益者）へ現状有姿交付

2. 商品概要「排出権特定金外信託」

業 務 種 別	信託契約代理業の「特定金外信託 信託契約の締結の媒介」
取扱開始日	平成 20 年 5 月 12 日 (月)
対 象 先	内国法人 (排出権を自主的に削減している企業、世界的な排出権削減義務に備える企業、CSR 戦略、環境経営、カーボンオフセットを目指す企業など)
購 入 単 位	排出権 1,000 トン単位
提 携 先	住友信託銀行
信 託 期 間	5 年間

3. お客様のメリット

- ・ 排出権の小口購入が可能であり、幅広いお客様にご利用いただけます。
- ・ お客様の『排出権』の取得・管理業務等を信託銀行が代行するため、購入プロセスにおけるお客様の負担が軽減されます。

4. 今回の購入企業の概要

会 社 名	麻生商事株式会社
所 在 地	福岡県福岡市早良区百道浜 2-4-27 AI ビル 10 階
代 表 者	代表取締役社長 栗尾 城三郎
業 種	総合商社・コンクリート製品事業
購入口数	1 口 (CO ₂ 換算で 1 口あたり 1,000t)
購入目的	環境に対する関心の高まりから、今後環境分野への積極的なビジネス展開を考えており、試行的に購入されたもの。

5. 今後の取組について

- ・ 次回の募集は平成 20 年 11 月頃を予定しております。
- ・ 国内トップレベルのサービスを地元で提供し、様々な分野で地域の環境問題に取り組む企業・団体を積極的に支援してまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
法人ソリューション部 四辻・緒方・加来 TEL092-476-2741

『排出権特定金外信託』補足資料

1. 排出権取引とは

- ・ 排出権取引という概念は、気候変動枠組条約に関する京都議定書で規定されている『京都メカニズム』によって、世界各国及び企業が温室効果ガスの排出枠の取引を行う概念です。
- ・ 地球規模での経済発展と環境維持を両立させるために、途上国の持続可能な発展に貢献し、かつ、温室効果ガス排出量を削減できるCDM^(注1)プロジェクトから発生する排出権は、国連の認証を受け、記番号等を付された後、資産性を持つものとして確定します。
- ・ 2007年11月の国際取引ログ(I T L)の稼働により、排出権現物の日本への移転が可能となりました。

(注1) CDM(クリーン開発メカニズム)。先進国が発展途上国と共同で事業を実施し、それにより生じた排出削減量を自国の目標達成に活用できる仕組みです。

2. 企業の排出権購入目的・メリットなど

大口需要家

経団連の自主行動計画の達成を目的として、主に電力や鉄鋼などの業界が地球温暖化ガス削減の補完的措置として排出権を購入しています。

小口需要家

サービス業等を中心に、CSRの観点から環境に配慮した経営のアピールなどのために、自社ビル等のカーボンオフセット^(注2)の手段として購入しています。

また、サービス業、製造業、運送業等で、自社製品やサービスにカーボンオフセットを組込んだ商品組成の為に購入するなど、同じく環境に配慮した経営や商品をアピール出来ます。

(注2) 社会・経済活動において避けられない温室効果ガスの排出について、その排出量に相当する排出権の購入や温室効果ガス削減プロジェクトへ出資することにより、排出される温室効果ガスをオフセット(相殺)すること。

3. 想定される購入対象先は

- ・ 排出権を自主的に削減している企業
- ・ 世界的な排出権削減義務に備える企業
- ・ CSR戦略、環境経営、カーボンオフセットを目指す企業 など

4. 特定金外信託とは

信託銀行がお客様の金銭を預り、お客様の運用指図に基づき有価証券等への投資および事務管理を行い、信託終了時にお客様に現物(現状有姿)のまま交付する信託のことをいいます。なお、信託終了時に金銭をお返しする信託を『金銭信託』といいます。また、金外信託の内、運用方法が特定されたものを特定金外信託と呼びます。

以上